

## 令和8年第1回板野町議会定例会会議録（第2日）

日 時 令和8年3月10日（火） 午前10時00分 開会

### 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 板野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 板野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 板野町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第4号 板野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第6 議案第5号 板野町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第6号 板野町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第7号 板野町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 板野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 板野町役場庁舎改築等基金条例の廃止について
- 日程第11 議案第10号 令和7年度 板野町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第12 議案第11号 令和7年度 板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第12号 令和7年度 板野町介護保険（保険事業）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第13号 令和7年度 板野町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第14号 令和8年度 板野町一般会計予算

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで、議事日程に同じ

### 出席議員（12名）

1番	犬 伏 雅 啓 君	2番	藤 田 千 穂 君
3番	大 西 裕 也 君	4番	楠 本 千 草 君
5番	太 田 良 和 君	6番	三 原 大 輔 君

7番 根ヶ山 昇 君  
9番 水口 昭彦 君  
11番 石田 実 君

8番 奥尾 周二 君  
10番 松浦 昶 君  
12番 東條 昭二 君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者

町 長	東根 弘幸 君	教 育 長	谷川 健二 君
総務課長	山本 敏彦 君	会計管理者兼出納室長	松浦 賢治 君
環境生活課長	末岡 稔久 君	人権コミュニティ課長	岡田 加代子 君
下水道課長	晃昇 政治 君	子ども家庭総合支援センター長	吉本 洋時 君
福祉保健課長	山田 裕子 君	産 業 課 長	浅井 直美 君
教育委員会次長	井上 健 君	住 民 課 長	岡本 千江美 君
水道課長	平野 功太郎 君	建 設 課 長	松本 守 君
税務課長	永井 英孝 君		

議場に出席した事務局職員

議会事務局長 上田 哲也 君 議会事務局係長 村上 愛実 君

午前10時00分 開会

○議長（東條昭二君） おはようございます。会議を開くに当たり、傍聴人に申し上げます。

板野町議会傍聴規則第8条の規定にあります、議場における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないことなどのほか、静寂を旨とする事項を遵守していただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ただいま、出席議員は12名です。定足数に達しておりますので3月2日に引き続き、再開します。直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 日程第1「一般質問」を行います。一般質問の通告順序を申し上げます。

4番楠本千草議員・11番石田 実議員・2番藤田千穂議員・6番三原大輔議員、以上の4名です。通告の順番に質問を許します。4番楠本千草議員。

[4番（楠本千草君）登壇]

○4番（楠本千草君） おはようございます。議長にお許しを頂きましたので、「障害のある方の避難所への避難方法について」一般質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします

ます。私は、女性消防団の団員として後方支援活動を行っております。その中で、「避難所HUG」という避難所運営ゲームという図上訓練も行っております。これは、例えば、避難所である町民センターの図面を広げて、その図面の上で避難する方々をどのスペースに配置するかを決める訓練です。避難する方々の中には、健康な皆さんばかりが避難するわけではありません。

ある方は52歳男性の方。家が全壊しました。その方は50歳の妻と一緒に避難してきました。そして、もう一人、20歳の自閉症をお持ちの長男の方と一緒に避難してきました。皆さんでしたら、この自閉症をお持ちの家族の皆さんを町民センターのどのスペースに御案内しますか。

また、一方では73歳の男性の方。糖尿病をお持ちです。70歳の妻と一緒に半壊の家から避難してきました。この糖尿病をお持ちの方と、そして、痴呆症をお持ちの方、この御夫妻は皆さんでしたら、町民センターのどの場所に配置をされますか。私は、そういう問題が出るたびに考えました。考えている時に個人個人の情報をもとにあらかじめ事前計画で作成をする個人避難計画があるということを知りました。災害が発生した際、障害のある方、また、避難する際に誰かの支援を必要とする方が安全に避難できる体制づくりは重要だと思います。自力で避難が困難な障害のある方と、その家族の皆さんは、災害時にどのような避難をすればいいのかと大きな不安を抱えているかと思われま。そこで1点目の質問をいたします。

現在、板野町において、自力で避難することが難しい方を誰がどのように支援して、安全な場所へ避難させるかを事前に決めておく個別避難計画の体制づくりを進めているようですが、その個別避難計画について教えてください。お願いいたします。

○議長（東條昭二君） 山田福祉保健課長。

[福祉保健課長（山田裕子君）登壇]

○福祉保健課長（山田裕子君） 4番楠本千草議員さんの質問事項1「障害のある方の避難所への避難方法について」の1点目の御質問に対し、答弁をさせていただきます。

災害時に避難をする際、支援を必要とする「要支援者」については「個別避難計画」の作成が求められています。「個別避難計画」は、自ら避難することが困難で、避難するために特に支援を必要とする方を対象に避難場所、避難場所までの手段や経路、避難の支援者や支援内容を記録したものです。避難所へ行くことだけが避難ではなく、安全な知人宅やホテルなどへの避難、また、屋内安全確保として水害等の際に2階への垂直避難や、また、避難所での生活が難しい方の場合の軒先避難や車中泊避難なども考えられます。また、計画の作成では、必要に応じて福祉関係者等と連携しながら取り組むこととされております。

以上で、4番楠本千草議員さんの1点目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 楠本議員。

[4番（楠本千草君）登壇]

○4番（楠本千草君） 御答弁ありがとうございます。今の御答弁で、この人、この人がこの方法で避難させる事前計画、それが個別避難計画だと認識をいたしました。この個別避難計画は、災害

時に命を守る大変重要な取組だと思います。

そこで、2点目の質問をいたします。本町における要支援者に対する個別避難計画の作成状況をお伺いいたします。対象となる人数と作成済みの件数を教えてください。御答弁お願いいたします。

○議長（東條昭二君） 山田福祉保健課長。

[福祉保健課長（山田裕子君）登壇]

○福祉保健課長（山田裕子君） 4番楠本千草議員さんの質問事項1「障害のある方の避難所への避難方法について」の2点目の御質問に対し、答弁をさせていただきます。

令和3年に「災害対策基本法」が改正され、「個別避難計画」の作成が努力義務とされました。優先度の高い方については5年をめどに作成するよう求められていますが、板野町では、令和7年4月1日現在、個別避難計画の作成者は339名、作成率は18.1%となっていました。これは、法改正前の「避難行動要支援者名簿」によるものであり、「個別避難計画」としては不十分なものでありました。そこで、個別避難計画作成の促進を図るため、今年度、県の「個別避難計画作成」ビルドアップ事業の採択を受け、専門家の派遣等を通じた支援を受けて、対象者の正確な把握・優先度の高い対象者の把握を行うとともに、新しい様式等を定めた要綱を制定しました。計画の作成について、福祉保健課窓口や各種行事・研修会などで、対象者や福祉関係者に広報するとともに、広報紙「すがお」2月号やホームページにも掲載し、周知を図っているところです。

令和8年3月末で161名、作成率は46.4%となる見込みです。対象者を精査した結果1,874名から347名となり、作成率が上がっています。

以上で、4番楠本議員さんの2点目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 楠本議員。

[4番（楠本千草君）登壇]

○4番（楠本千草君） 御答弁ありがとうございます。ただいまのお話で、個別避難計画の作成に町が意欲的に取り組まれていること、また、対象の方の人数の精査や県の事業を活用しながら作成を進めている状況がよくわかりました。ありがとうございます。ですが、災害はいつ発生するかわからず、避難に支援を必要とする方にとっては、命を守る大変重要な取組です。

令和8年3月時点で作成率46.4%の見込みとお聞きをしましたが、まだ多くの方の計画が作成をされていない状況でもありますので、今後、福祉関係の皆さんと連携しながら実効性のある個別避難計画の作成を加速していただけることを強く要望いたします。

次に、3点目の質問は、医療などの処置を必要とする方の個別避難計画のような計画があるのか。あるとしたら4点目の質問、今後の課題と取組について、3問目と4問目を合わせて御答弁をお願いいたします。

○議長（東條昭二君） 山田福祉保健課長。

[福祉保健課長（山田裕子君）登壇]

○福祉保健課長（山田裕子君） 4番楠本千草議員さんの質問事項1「障害のある方の避難所への

避難方法について」の3点目・4点目の御質問に対し、答弁をさせていただきます。

板野町では、「個別避難計画」のみでなく、「要配慮者情報シート」も併せて作成し、医療などが必要な方が災害発生時に適切に迅速に支援が受けられるよう、関係機関との情報共有を図ることとしています。さらに、スムーズな支援へつながるよう、避難予定の福祉避難所に対し、作成した要配慮者情報シートを御本人の同意の上、あらかじめ提供することとしています。

課題といたしましては、避難を支援する支援者の確保が挙げられます。支援の内容としましては、「避難所まで一緒に行く」ことが必須ではなく、「避難しているか確認する」あるいは「避難の情報を伝える」情報伝達のための支援の方も含まれます。また、支援に対して法的な責任や義務を負うものではなく、支援者自身の安全確保が前提となっており、可能な範囲で地域での助け合い、支え合いの中で行われるものとなっています。

今後の取組といたしましては、人工透析実施者・在宅酸素療法実施者などの医療依存度の高い方について、必要な医療が受けられるよう、国では「災害時保健医療福祉活動支援システム」を導入し、様々な災害支援システム・災害情報システムとの連携を進めており、町としましても、このシステムの活用が求められているところでございます。各関係機関等と連携を取りながら「個別避難計画」の作成また要配慮者の把握を継続して取り組み、更には、作成後も定期的に見直し、更新をしていきたいと考えております。

以上で、4番楠本議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 楠本議員。

[4番（楠本千草君）登壇]

○4番（楠本千草君） ありがとうございます。ただいまの御答弁で、医療の処置が必要な方への要配慮者情報シートが存在し、その整備を進めていることを知って、大変心強く思いました。これからも進めてください。災害が起こったとき、最も不安を抱えるのは障害のある方・高齢者の方・医療ケアが必要な方、そして、家族の皆さんだと思います。自分は避難できるだろうか、家族を安全な場所へ連れていけるだろうか。そうした不安を日頃から抱えて生活をしている方々は少なくないと思います。だからこそ個別避難計画も要配慮者情報シートも単なる1枚の書類ではなく、紙ではなく、一人一人の命を守るための備えだと認識を強めていただき、今後も関係機関の皆さんや地域の皆さんと連携を図りながら、障害のある方や要配慮者の方、そして、その家族の方々が少しでも安心して暮らせるように支援体制の充実に取り組んでいただくことを強く要望いたしまして、質問を終わります。丁寧な御答弁ありがとうございました。

○議長（東條昭二君） 以上で、4番楠本千草議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 引き続き、一般質問を行います。11番石田 実議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） それでは、私の一般質問をさせていただきます。今回も何点か質問をさ

せていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず、最初は「住宅リフォーム助成について」でございます。この問題も何度となく取り上げていますので、もう多くは言いませんが、家を建てて、暮らしを始め、数十年がたちますと皆さんもおわかりと思いますが、建物自体も、やはり老朽化が進みます。あちらこちらが傷んでまいりますと、例えば、屋根の瓦が傷んできたので、雨漏りが心配だとか、閉じまりも悪くなった。あるいは、台所や部屋などもリフォームしたいと思っている人も多いのではないかと思います。

しかし、リフォームしようと思っても、やはり高額になりますと、低所得者にとっては、ちゅうちょすることにもなります。そこで、こういう時に一定の助成金があれば、よしやってみようかな、ということにもなります。また、住宅リフォーム助成制度は、経済効果は5倍とか10倍とか、いわれております。非常に大きなものがございます。地域の活性化につながると思います。こうしたことから多くの自治体で取り組まれているところでもございます。この住宅リフォームする場合に助成金を出してはどうかと、こういう質問でございますので、答弁のほど、願いをいたします。

○議長（東條昭二君） 松本建設課長。

[建設課長（松本 守君）登壇]

○建設課長（松本 守君） それでは、11番石田 実議員さんの「住宅リフォーム助成について」の御質問に対して、答弁をさせていただきます。「住宅リフォームをする場合に補助金を出してはどうか。」との御質問につきましては、過去にも同様の御質問があり、答弁をさせていただきましたとおり、本町では、大規模地震に備えて木造住宅耐震改修の補助金制度について、重点を置いている状況でございます。

近い将来、起こるとされている南海トラフ巨大地震等に備えるために、令和7年度からは木造住宅耐震改修補助金の上限を従来の130万円から210万円に増額しております。この補助金につきましては、国及び徳島県の補助を受け実施しておりますが、耐震化の伴わない住宅リフォーム補助につきましては、町単独での実施となります。

まずは、耐震化を含めたリフォームを実施していただけるよう、木造住宅耐震改修関係についての補助金制度を推進し、住宅リフォームの助成につきましては、今後も必要性を慎重に検討していきたいと考えておりますが、現在の厳しい財政状況でもあり、現在のところ、実施する予定はございませんので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、11番石田 実議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 石田議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） はい、答弁を頂きましたが、慎重に検討するというところで、耐震改修については、私も承知はしとるんですが、私が先ほども言いましたように検討するでなしに、やはりどなんか実現できないかなというふうに思います。

先ほども言いましたが、やはり低所得者にとっては、リフォームするには、やはり、ちゅうちょ

するわけであります。ですから、県内の11市町村で既に一定の助成金を出しております。既に皆さんも御承知とは思いますが、北島町では上限額20万円で25戸予定しております。予算は500万円です。お隣の上板町では上限額20万円で40戸を計画しており、総額800万円となっております。こうした助成制度を使っている、この県内11市町村にも上っておるわけであります。

これからも、やはり気になる所はリフォームしたいと考えている人は多いと思うんです。ですから是非、取り組んで慎重な検討でなしに、取り組んでいただきたいと思うんですが、再度、答弁を求めますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東條昭二君） 松本建設課長。

[建設課長（松本 守君）登壇]

○建設課長（松本 守君） 11番石田 実議員さんの再問について、御答弁をさせていただきます。先ほど、申しあげましたとおり、石田議員さんからの御報告がありましたとおり、県内11市町村、郡内におきましては、北島町と上板町がリフォーム助成を行っている状況では認識しておりますので、それも含めて今後、検討していきたいと考えております。

また、町独自のリフォーム助成は行っておりませんが、住民からの問合せ等がありましたら、現在、国の補助金制度、現在では「みらいエコ住宅2026事業」もありますので、そういった他の補助金制度の利用も御検討いただけるよう、御案内させていただきたいと考えております。

以上で、11番石田 実議員さんの再問に対する御答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 石田議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） 国の事業で一定補助があるような話がありました。私は、当然それはね、広報で知らせていただけたということなんで、それは有り難いと思うんですが、やはり町独自でも、やっぱり検討を加えていただけて是非、できるようにお願いしたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。次は、「ごみ処理問題について」であります。御承知のように、町内から集められた燃えるごみは、阿波市・上板・板野が運営する中央広域環境センターに持ち込まれ、積み替えして山口県萩市まで運ばれ、処理がされているところでございます。こうした異常な処理方法も、令和10年3月末をもって、板野町は中央広域環境施設組合からの脱退を決めておりますので、板野町として今後、ごみ処理を独自に考え、進めていかなければなりません。そのために町も、ごみ処理検討委員会を設置し、検討を進めているところでもあります。

私はこの、ごみ処理検討委員会の結論待ちではなしに、今できること、つまり住民の皆さんにごみ分別に御協力をお願いをして、資源化できるものは、ごみにしない。こういう理念に基づいて着実に進めていかなければならないというふうに思っております。町もそれぞれ、ごみの減量化に向けて取り組んでおります。

そこで、最初にお聞きしたいわけでありますが、昨年4月から今年の2月までに燃やせるごみの量がどれだけ減少したかをお聞きをしたい。このことについて質問しますので、よろしくお願いいたします。

たします。

○議長（東條昭二君） 末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 11番石田 実議員さんの「ごみ処理問題について」の1点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

今年度、令和7年4月から令和8年2月末までの11か月間に板野町内で収集しました、燃やせるごみの量は約2,536tでした。令和6年度、令和6年4月から令和7年2月末までの同じ11か月間で収集しました、燃やせるごみの量は約2,619tで、昨年度より83t減少しております。令和7年4月より、資源ごみ団体回収報奨金の金額を各品目5円ずつ引き上げ、また、生ごみ処理機購入補助金は上限を2万円から3万円に引き上げを行い、ごみ減量化の周知に取り組んでおるところでございます。

今後とも、更に町民皆様に、ごみの分別・減量・リサイクルに御理解と御協力いただけますよう、補助制度などを広報紙での周知に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、11番石田 実議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 石田議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） 答弁ありがとうございます。83t、11か月、減ったということで非常にやっているなというふうに思います。やはり分別すれば資源化にもなるわけでありますが、人も時間も掛かるように思いますので、粘り強く減量化に努めていただきますよう、よろしく願いをいたします。それでは次に2点目に移ります。

生ごみ処理にプランターなどを使った方法があるが、調査し研究し、方法をチラシなどを書いて周知をしてはどうか、とこういう質問であります。ごみ収集カレンダーでは、燃やせるごみとして、台所ごみ・木くず、プラスチック製品など9目くらいが記載されております。この収集の中で一つずつでも分別回収、資源化できれば、その分ごみの減量化につながります。

そこで、台所から出る生ごみの処理だけに絞って質問をしたいと思います。生ごみは大体、重量の70%から80%が水分だというふうにいわれております。ですから一定の重みもございます。これをいかに減らすか、減らすことができれば大きな経費削減にもなります。そこで、プランターを利用して、家庭から出る生ごみを微生物が分解・発酵させ、堆肥ができるプランターコンポスト方式でやってみてはどうかということであります。

そして、堆肥化させた後は、そこにお花や簡単にできる野菜などを植え付け、実際、花を咲かす野菜が収穫できれば楽しむことができます。楽しければ、こうした取組は一気に進むのではないかと思います。

しかし、わかっている、なかなかできないのが現状ではないでしょうか。そこで、普通どこにもあるプランターを利用して、プランターに土や生ごみを入れ、米ぬかなど必要なものを入れな

がら堆肥化を進める方法をチラシなどを書いて周知するというものです。もちろん、この容器に対しての土の比率、生ごみの比率なども考える必要があります。また、失敗するかもわかりません。

ですから、町において一定調査して行う必要があるとは思いますが、堆肥化できるまでの仕方、イメージ図を載せたチラシなどを作って周知してはどうかと、こういう質問でございますので、答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（東條昭二君） 末岡環境生活課長。

[環境生活課長（末岡稔久君）登壇]

○環境生活課長（末岡稔久君） 11番石田 実議員さんの「ごみ処理問題について」の2点目の御質問に対して、答弁させていただきます。

生ごみ処理機には電気を使用し、生ごみを処理する電気式と、土やEM菌を入れて生ごみを処理する屋外据置式があります。屋外据置式に関しましては、畑や庭に設置するコンポストなどの既製品以外にも、土が入ったプランターや段ボールなどを使用し、ベランダや軒下に設置して、生ごみ堆肥などを作る方法があります。

なお、既製品でない生ごみ処理機購入に関しましては、生ごみ処理機購入補助事業が使えない場合がありますが、家庭でも簡単にできる生ごみ減量化の方法として、町民皆様に広報していきたいと考えております。

以上で、11番石田 実議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 石田議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） ありがとうございます。いろいろ、お答えを頂きました。ごみを減らすために、そういう、いろんな方式を広報等を通してやっていただけたということでもありますので、よろしくお願いいたしますと思います。それと、やはりごみ処理に向けて、いろいろ考えたとき、今、担当課3人らしいですが、3人体制では大変な状況になるのではないかというふうに思います。

先ほどのプランターで堆肥化した堆肥を利用して、お花や野菜などの育て方までお知らせをする。そうならば、楽しくごみ処理が進むというふうに言いました。

しかし、それを進めるのは、やはり担当課が主体的に進めることにもあります。今の当初予算で、町はごみ処理で、中央広域環境施設組合に約3億2,000万円、負担金としての支払いがあります。本当にごみ処理には多大な費用が掛かります。また、令和10年4月からは単独ですることになっているため、費用がどれだけいるかもまだ未定であります。ですから、ごみの分別資源化を一層進めれば、ごみ処理費用は低く抑えることとなります。そのため、住民にやはり協力していただくために住民説明会や研修会・学習会また分別した後の引き取り業者の選定など、問題は山積しているように思います。今の担当3人体制だけでは大変だと思いますので、やはりプロジェクトチームを作って、その対策に取り組んでみてはどうか、ということをちょっと再問したいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（東條昭二君） 町長。

[町長（東根弘幸君）登壇]

○町長（東根弘幸君） 11番石田 実議員さんの再問に対して、答弁をさせていただきたいと思  
います。議員さんもこれを御承知のことと思います。今もお話がありましたように、今までも当然、  
減量化につきましては、いろいろ考え施策も行ってきたところでございます。当然、今後も当然、  
力を入れていかなければならない、というところで考えておるところではございますが、御承知の  
ように、今はとにかく、ごみ処理の方向性を決めるのは第一と思っております。当然それについま  
しては人員につきましては今、手厚く人員が確保できると思っております。これにつきましては  
は、ごみの減量化、それから、ごみの処理の方向性も含めまして、早急に対応を考えていかなけれ  
ばならないと今も思っているところでもございます。

そして、人員を増やしてごみの減量化の専門的なプロジェクトチームということでございますが、  
これにつきましては当然、何事もそうなんです、町として当然、捉えているところでございます。  
人も増やしなが、なかなか厳しい状況ではございますが、できるだけ人も増やしなが、とにか  
く考えていただいて、そして、ごみの方向性については当然、今、検討委員会をこしらえておりま  
す。この中で、直接的な専門的な職員のプロジェクトチームというのは考えてございませませんが、でき  
るだけ皆様、職員皆で協力をしながら進めていきたいと思っております。

以上で、11番石田 実議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 石田議員。

[11番（石田 実君）登壇]

○11番（石田 実君） 答弁を町長から頂いたんですが、方向性というのは確かにそれはわかり  
ます。やはり、最終的にやっぱり燃えるごみも、どうしても残る堆肥化できない、こういうところ  
もあります。なかなか資源化できない、今、9項目、町が集めとんですが、その中の一つずつでも  
分別していけば、やはりごみは減らせる。私は、そういうふうに使っております。方向性は、いろ  
いろあるとは思いますが、その前にやはり、ごみをいかにするかということですから、ごみを減  
らす、そのための努力をしていただいているということなんです、もっともっと一層取り組んで  
いただきたいというふうには私は思います。やっぱりプロジェクトチームをとということであつたん  
ですが、職員みんなで行っていくというふうなことではあります、やはり担当課がやっぱりプロジ  
ェクトチームとか、そういう個別に実際、研究し学習し、そして、それを住民説明会で学習したり  
研修したり、そういうことをやはり、これからはやっぱり自治体にそういう実行組とか自治会に向  
けて、やっぱり出向いて行って、こういうふうにして分別してよ。こういうふうにして資源化して  
よ、やっぱりそういうことが大切ではなかろうかな、というふうには思います。

そうすると、やっぱり人材がどうしても必要になってくる。そういうことにもなっていくので、  
やはりプロジェクトチームを作って、いち早く減量化に取り組んでいただきたいと、このことを申  
し上げまして、質問を終わります。よろしく、ありがとうございました。

○議長（東條昭二君） 以上で、11番石田 実議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 引き続き、一般質問を行います。2番藤田千穂議員。

[2番（藤田千穂君）登壇]

○2番（藤田千穂君） 議長より、お許しを頂きましたので、私より一般質問をさせていただきます。今回、一つ目の質問は「母子家庭の支援について」です。全国的にも、ひとり親の家庭が増え、中でも、母親が子どもを養育する母子家庭においては、子育てに係る経済的負担が大きいと指摘されています。板野町においても同様で、私の知る範囲だけでもシングルマザーの大変さをよく見聞きます。厚生労働省の「全国ひとり親世帯等調査」によると、母子家庭の平均年収は200万円台前半とされており、共働き世帯や父子家庭と比べて大きな収入格差があるといわれています。

ひとり親家庭に対し、国からの支援制度はあるものの、進学するにつれて経済的負担は重くのしかかり、子どもの進学や将来に不安を抱える母親も少なくありません。また、母子家庭では経済的な問題に加え、仕事と育児を一人で担うこともあり、時間的な制約やストレス・相談相手が少ないことなど、精神的な負担も重く、様々な課題を抱えています。こうした状況の中で、子どもたちが安心して成長できる環境を整えるために、自治体のきめ細かなサポートが重要であると考えます。

そこで、お伺いします。現在、板野町では、母子家庭に対し、どのような支援を行っているか教えてください。

○議長（東條昭二君） 吉本子ども家庭総合支援センター所長。

[子ども家庭総合支援センター所長（吉本洋時君）登壇]

○子ども家庭総合支援センター所長（吉本洋時君） 2番藤田千穂議員さんの「母子家庭への支援について」の1点目の御質問に答弁をさせていただきます。御質問では「母子家庭の支援について」と頂いておりますけれども、町としましては「ひとり親家庭の支援」として、お答えをさせていただきます。

支援を行うに当たって、その入り口となる相談窓口は大変重要です。本町では、母子家庭を含むひとり親家庭の相談窓口は、子ども家庭総合支援センターに設置をさせていただいております。当センターでは、不登校や児童虐待・子どもの養育を始め家庭内のいろいろな心配事に対する相談に対応させていただいております。相談方法は、電話やメールによる相談、センターに来ていただくの相談、また、家庭訪問・アウトリーチによる相談など、いろいろな形で対応をさせていただいております。困り事を抱えている当事者の方にとって、行政の窓口への相談に対するハードルが高くなりがちであり、困窮度合いが高い方ほど、行政への相談を避けがち傾向があると聞いております。子ども家庭総合支援センターでは、そういった行政に足を運ぶことが難しい方に対しては、積極的にアウトリーチ・家庭訪問を行って相談対応をさせていただいております。アウトリーチ・家庭訪問を重ねながら、相談者の方とともに悩み、共に考え、課題や問題を解決できるよう、伴走型支援も行っております。

今後は、子ども家庭総合支援センターが行っている伴走型支援が、もっと多くのひとり親の方々に知っていただけるよう、住民課の窓口にはひとり親の方が手続等に來られた際など、支援センターへの案内や面談の必要性のヒアリングなども検討し、住民課をはじめ関係各課とこれまで以上の連携を進め、ひとり親家庭の支援を行ってまいります。

以上で、2番藤田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 藤田議員。

[2番（藤田千穂君）登壇]

○2番（藤田千穂君） 御答弁ありがとうございました。お子さんの年齢だったり人数だったり、近くに御実家があるか、ないかだったり、母親及びひとり親の家庭の取り巻く状況は様々だと推察いたします。そんな中でも共に考え、課題や問題を解決できるよう、伴走型の支援をということで大変心強いことと感じました。引き続き、ひとり親家庭につながる努力を重ねていただき、各課の連携を強め、伴走型の支援を頂きますよう、お願い申し上げます。

では、更に質問を続けます。御答弁の中で、「板野町では母子家庭だけでなく、枠を広く捉え、ひとり親への支援」とのことでしたが、収入格差を改めて認識し、支援の必要性を考えていくため、今回の質問では一旦、このまま母子家庭についてのお伺いとして進めさせていただきます。ここで、シングルマザーの平均的年収といわれる200万円前半の御家庭の経済状況を一緒に考えてみたいと思います。例えば、年収204万円、月収に換算すると約17万円の母子家庭の場合、家族構成や控除の状況によって、住民税非課税世帯となる可能性が高く、公的支援を受けやすい状況にあります。ですが、例えば、この家庭において、子どもたちのためにと頑張ってダブルワークをするなどして月々の収入が増えると、住民税非課税の枠から外れ、公的支援を受けられなくなる可能性があります。そうすると、頑張って仕事を増やしたりキャリアアップをしたりしても家計簿上のしんどさは変わらないという状況に陥ります。いわゆる、非課税の壁の狭間で、やるせない思いを抱えながらも、それでも子どもたちのためにと仕事を増やし、頑張るシングルマザーの声も耳にします。

また、厚生労働省「国民生活基礎調査」によると、母子家庭のうち約4割が「貯蓄がない」と回答しており、貯蓄がある家庭でも共働きや父子家庭に比べ貯蓄額が半分以下であるということが調査でわかっています。一見、貧困を抱えているようには見えない家庭でも、中学校・高校と進学していくと何かと物入りになるという話はよく聞きます。ライフステージが変わるごとに金銭的負担は大きくなっていきます。国からの支援だけでは行き届いていない状況において、自治体レベルのきめ細かな経済支援の必要性を感じます。

そこで、お伺いです。子ども家庭総合支援センターを始め、住民課・福祉保健課・教育委員会など複数の課をまたいで、例えば、学習支援の補助やファミリーサポート利用時の補助など、今後、小さな支援からでも母子家庭を含む、ひとり親家庭に対し、特別に枠を広げて御検討いただくことは可能でしょうか。子どもたちが家庭の経済状況ゆえに、進学や将来の夢を諦めることがないよう、是非、御検討よろしくお願いたします。

○議長（東條昭二君） 吉本子ども家庭総合支援センター所長。

[子ども家庭総合支援センター所長（吉本洋時君）登壇]

○子ども家庭総合支援センター所長（吉本洋時君） 2番藤田千穂議員さんの「母子家庭への支援について」の2点目の質問に答弁をさせていただきます。

「こども基本法」では、その主旨として、「全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指し、こども政策を総合的に推進すること」がうたわれております。この主旨からしますと、その子どもの置かれている状況によって、子どもの選択肢を狭めないよう、最大限の努力をすることが町には求められていると考えられます。

今回の質問により、具体的な提案を頂きました件につきましては、この主旨に添うものと考えられますので、今後、近隣市町村や県下の状況、本町の財政状況などを踏まえながら前向きに検討をしてみたいと考えております。

以上で、2番藤田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 藤田議員。

[2番（藤田千穂君）登壇]

○2番（藤田千穂君） 御答弁ありがとうございました。公的支援を世帯ごとに線引きをして実施をするという際には、とても慎重な協議が必要であるということは、私も承知をしております。

今回の質問内容について、質問をしてすぐに具体的な施策を御提示いただくことというのは、協議の時間が足りないということを私も承知をしております。ですが、御答弁の中で、「子どもの選択肢を狭めないように最大限の努力をすることが町には求められている。」という言葉を受けたことは、今後、前向きな協議につなげさせていただけるステップだと解釈させていただきました。「こども基本法」にのっとり、こども政策を総合的に推進するために、年度が変わってからも引き続き、質問をさせていただこうと思います。一つ目の質問は、以上で終わります。御答弁ありがとうございました。では、次の質問に移ります。

本日、二つ目の質問は「子育て日本一を目指す板野町の今後の方針について」です。板野町は、子育てがしやすい町、子育てにお金が掛からない町と町外の方々から評価を頂くことがよくあります。板野町で子育てをしていると、ふだん当たり前のことでも、町外ではお金が掛かったり支援が薄いなど感じる事が自身の子育てを通じて何度かあり、改めて板野町の子育て支援の手厚さを感じます。ここで、改めて板野町の子育て支援を整理する意味も込めて、現在どのような取組をしているのか、お聞かせください。

○議長（東條昭二君） 岡本住民課長。

[住民課長（岡本 千江美君）登壇]

○住民課長（岡本 千江美君） 2番藤田千穂議員の御質問「子育て日本一を目指す板野町の今後の方針について」の1点目について、答弁をさせていただきます。

本町では、平成28年4月に幼稚園授業料、同年10月に保育料の無償化を開始し、更に令和元

年10月には主食・副食費などの給食費も加えた就学前教育は完全無償化とし、現在も継続しています。子どもはぐくみ医療については、平成31年4月に対象年齢を高校生修了の18歳まで拡大、更に所得制限を撤廃し、現在は全ての子どもの自己負担額をゼロとしております。

近々では、令和5年1月から町独自の出産祝い金10万円、令和7年1月から産後ケアとして、妊娠中からの保健師等による支援や、出産後の最もサポートが必要な時期のケア、更に5歳児、育児・発達相談会についても医療や地域の福祉分野の専門的なサポートを受けながら、充実した事業となるよう努めております。

町内3児童館については、共働き世帯を始め、より多くの子どもたちに御利用いただけるよう、令和4年度の夏休みより、長期休業期間中は利用時間を拡大して運営しております。また、令和4年4月に「板野町子ども家庭総合支援センター」を開設し、家庭や学校などで起こりうる、あらゆる悩みや問題に迅速に対応することが可能となりました。ほかにも、小中学生の給食費の無償化、病児保育事業や板野保育園での地域子育て支援拠点事業、一時預かり保育などございますが、詳しくは町のホームページや住民課で配布しています「子育てガイドブック」を御活用いただきたいと思います。以上で、2番藤田千穂議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 藤田議員。

[2番（藤田千穂君）登壇]

○2番（藤田千穂君） 御答弁ありがとうございます。子育て支援について、周辺自治体に先駆けて取り組んでこられた様々な無償化や補助の対応などが私たち子育て世代を支えてくださっていること改めて御礼申し上げます。また、子育て世代以外の方々からの納税で子どもたち世代を支えてくださっていること、この場を借りて改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

板野町が周辺自治体に先駆けて行ってきた、保育園の無償化や医療費の助成、給食費の補助や出産時・出産後のケア、児童館の無償利用など、現在たくさんのサポートで私たち子育て世代は子育てができております。現在、周辺自治体の状況を見てみると、各自治体でも少しずつ同様の整備が整い、板野町と同レベルの水準に肩を並べてきている状況がございます。

3年後、令和11年度の入試からは県立高校の学区制が廃止されます。学区制の廃止を訴えていた根底には二つの悲願があり、一つは板野町に暮らす子どもたちの選択の幅を広げること。もう一つは板野町の定住促進です。これまで板野町定住の懸念事項となっていた学区制が無くなることで、板野町に引っ越す、板野町に家を建てるなど、板野町が定住先の候補に挙がりやすくなるチャンスがやってきているのです。正に今、「子育てしやすい板野」「子育てにお金が掛からない板野」を改めて広報するタイミングにあると思います。これから全国的にも、ますます少子化が加速する中、子育て世代に選ばれる町となり、持続可能な町へとつなげていく必要があると考えます。板野町の子育て支援の手厚さについて、今より更にわかりやすく知ってもらいたいと思います。

そこで、お伺いいたします。子育てしやすい板野町を訴求するために今後、どのように広報活動をしていくのか、お考えをお聞かせください。よろしくお伺いいたします。

○議長（東條昭二君） 岡本住民課長。

[住民課長（岡本 千江美君）登壇]

○住民課長（岡本 千江美君） 2番藤田千穂議員の御質問「子育て日本一を目指す板野町の今後の方針について」の2点目について、答弁をさせていただきます。

本町では、転入してきた子育て世帯への案内として、「子育てガイドブック」を作成、希望に応じて配付しております。このガイドブックは、全14ページの冊子で、子育てに関する事業や町が窓口となる支援などについて概略を説明し、町のホームページでも御覧いただけます。

ガイドブックは、事業や制度内容が変わるときに随時更新をしておりますが、板野町の子育て施策をわかりやすく伝えることができるよう、改善に努めたいと考えています。

以上で、2番藤田千穂議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 藤田議員。

[2番（藤田千穂君）登壇]

○2番（藤田千穂君） 御答弁ありがとうございました。「子育てガイドブック」板野町にも存在するということで、私も子育てを通じて目を通して、参考にして子育てをしてきたガイドブックであると思います。

最近、実は周辺の自治体で、これだけうちの自治体は無料ですよ、支援がありますよ、というのを結婚する前から18歳、成人するまで一覧で見れるツールを作っている自治体が増えてきています。最近の子育て世代の方々というのは、スマホだったりインターネットだったりとかで、いろいろ情報を調べていく中で一目でわかるものがあるというのは、とてもわかりやすく、訴求力が高いものだなと思って、そのツールを見たことを覚えています。ですが、中の細かいところを精査して見ていくと、これ板野もやってるよね。これもやってくれてる、これもある、ある。板野もつとこもお金出してくれてるのになって、感じるんですよ。ということは、つまりは板野の情報ももう少しわかりやすくツールにして届けることができれば、板野の優位性というものをしっかり伝えることができるんじゃないかなと感じております。

今後、ツールの改定ということで、お言葉を頂いたかと思しますので、今の世代に届きやすい、わかりやすいツールづくりというのを今後、一緒に検討できたらなと思います。よろしく願いいたします。学区制の完全廃止に向けて最近、周りの暮らしとかを見ていると、受験先の選定が変わってきたりとか、定住に向けた動きというものが変わってきたなというのを少しずつ感じます。

板野町においても、戸建て住宅が増えてきたなということだったりですとか、分譲地が造成されている所が増えてきたなとか、皆様も板野で生活をする中で感じているんじゃないかなと思います。このタイミングを逃すことなく「子育てしやすい板野」「子育てにお金の掛からない板野」をしっかりとPRしていただき、板野町の未来を支える世代にしっかりとアプローチをしていただきたいと思います。

今回の質問というのは、1問目・2問目、共に子育てに関する政策に関する質問をさせていただ

きました。ですが、子育て世代を応援してくださいといった趣旨だけの質問ではありません。この質問に込めたのは、板野町の未来をこれから、どう進んでいくかということです。今、目の前にある学区制廃止後に来る定住先の選択の変化について、この波に乗るか乗らないかで、この先10年、20年先の板野町の人口減少が大きく関わってくると考えます。とても大切な岐路に現在あると思います。一つ目の質問は、子育て支援の拡充。二つ目の質問は、子育て施策のわかりやすい広報。令和8年度も引き続き、重点的に取り組んでいただきたいと思います。私も引き続き、今後も質問を続けさせていただこうと思います。

以上で、質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

○議長（東條昭二君） 以上で、2番藤田千穂議員の一般質問は終わりました。

ここで10分間、休憩いたします。

午前11時01分 休憩

~~~~~

午前11時11分 再開

○議長（東條昭二君） 休憩前に引き続き、再開します。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 引き続き、一般質問を行います。6番三原大輔議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） それでは早速、令和8年3月定例議会、一般質問、始めていきたいと思えます。今回は、自転車の青切符導入に伴う本町の交通安全対策について、お聞きしていきます。質問数多いですけども、お付き合いよろしくお願いします。

来月、令和8年4月1日より16歳以上の自転車運転者を対象とした交通反則通告制度、いわゆる「青切符制度」が全国で一斉に施行されます。これは、信号無視や一時不停止・ながら運転など113種類の自転車の交通違反に対し、反則金を納付すれば刑事罰を課されない簡易な処理手続のことです。反則金の額は、違反行為によって異なり、例えば、運転中の携帯電話使用いわゆる、ながらスマホなんですけど、電話してても駄目ですし、画面を注視してても駄目だということで、反則金は1万2,000円。信号無視や通行区分違反、この通行区分違反というのは、例えば、右側通行であったり、走ってはいけない歩道の通行であったりです。これは、反則金が6,000円。安全運転義務違反、これは、傘差し運転とかイヤホンをしたままの自転車使用なんですけども、これも6,000円。指定場所一時不停止や無灯火運転、整備不良は5,000円の罰則金。並進走行や二人乗りは3,000円の罰則金とされています。

なお、酒気帯び運転や妨害運転などの悪質な違反については、従来どおり刑事手続の対象となる赤切符が交付されます。この制度導入の背景には、深刻な自転車事故の現状があり2025年中の自転車事故は約6万7,000件発生しており、その約7割で自転車側に法令違反が認められました。また、自転車乗用中の死亡・重傷事故に限れば、実に約4分の3、75%に係る部分が自転車

側の法令違反が認められているそうです。

さらに、歩行者との事故は3, 269件発生し、直近10年で最多となっています。これらの事故の多くは、安全不確認や一時不停止、信号無視など基本的な交通ルールの遵守によって防ぎ得たということも証明されています。自転車は、道路交通法上、軽車両に位置づけられ、車の仲間です。本制度は、自転車もルールを守るべき交通主体であるという認識を社会全体に浸透させるとともに、違反者に対する実効性のある責任追求を可能とし、簡易でスピーディーな違反処理を実現することを目的としており、正に自転車の交通事故抑止に向けた大きな転換点となるものであるともいえます。本町においても、多くの町民が日常的に自転車を利用しており、制度の周知徹底とともに交通安全対策の一層の強化が求められているのではないかと感じております。

特に、本町では、高齢化の進展に伴い、日常の買物や通院などに自転車を利用する高齢者も少なくありません。高齢者にとっては、従来の習慣や感覚と新たな法規則との間にギャップが生じることも懸念され、制度の趣旨を丁寧に伝え、理解を求めていくことが不可欠なのではないかと思えます。また、通学路となっている県道12号、鳴門池田線においては、大型トラックの通行が頻繁で路面にデコボコが見られるなど、全ての自転車利用者にとって安全とは言い難い環境も存在しています。以上のことを踏まえ、自転車の交通反則通告制度いわゆる、青切符導入に伴う本町の交通安全対策について質問してまいりますので、御答弁よろしく申し上げます。

一つ目です。「板野町における制度の周知状況について」お聞きします。来月からの青切符制度について、町民全体への周知は現在どのように行われているのですか。広報紙や回覧板・SNSなどあらゆる媒体を活用した周知徹底が図られるべきと考えますが、これまでの周知実績と今後の周知計画を伺いたいと思えます。答弁よろしく申し上げます。

○議長（東條昭二君） 山本総務課長。

[総務課長（山本敏彦君）登壇]

○総務課長（山本敏彦君） 6番三原大輔議員さんの質問事項1「自転車の交通反則通告制度（青切符）導入に伴う、本町の制度の周知状況について」の1点目の御質問に対し、答弁をさせていただきます。青切符制度についての周知ですが、交通規則に関する制度ですので、本来、国及び警察による周知が行われるべきものと考え、現在、町として周知は行っておりません。

ただし、町民の交通安全に関することでもございますので、今後の周知計画につきましては、国及び警察と連携を取りながら広報紙やホームページ・SNS等への掲載またAIテレビでの放送などにより、周知をしてまいりたいと考えております。

以上で、6番三原大輔議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 三原議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） これから周知を行っていく。今までは、していなかったが、これからも自治体の責任として行っていくということで、ありがとうございます。

具体的には、いつ頃から周知していく予定なのかお聞きしたいので、ちょっと再問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（東條昭二君） 山本総務課長。

[総務課長（山本敏彦君）登壇]

○総務課長（山本敏彦君） 6番三原大輔議員さんの再問に答弁させていただきます。具体的にいつからというのは、まだこれから検討していきませんが、国また警察などと連携を取りながら周知を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上で、三原大輔議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 三原議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） できるだけ早く周知、お願いしたいと思います。続いての質問です。

次に、特に子育て世帯や高齢者世帯など情報が届きにくい層への配慮として、どのような工夫をこれから行う予定なのか具体的なことを聞きたいと思いますので、答弁よろしくお願いします。

○議長（東條昭二君） 山本総務課長。

[総務課長（山本敏彦君）登壇]

○総務課長（山本敏彦君） 6番三原大輔議員さんの質問事項1「自転車の交通反則通告制度（青切符）導入に伴う、本町の制度の周知状況について」の2点目の御質問に対し、答弁をさせていただきます。子育て世帯につきましては、制度の対象者が16歳以上の者であるということから、保護者に対する周知がメインとなってくるかと思えます。国や警察などから制度啓発のパンフレット等が送られてまいりましたら、乳幼児検診時また保育園や幼稚園・小中学校の保護者への通知と併せてパンフレットを配布するなどして、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、高齢者世帯につきましては、敬老会など高齢者が集まる機会にパンフレットを配布するとともに、公共施設や商業施設に制度周知のポスターを掲示するなど、周知方法について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で、6番三原大輔議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 三原議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 特に子育て世帯・高齢者世帯に対してなんですけれども、個人的に僕も思うんですけど、やっぱりこれ高齢者の方や子育て、若い方って一番なのは、やっぱりLINEなんじゃないかなっていうふうに僕、思いました。藤田議員も、前々から公式LINEの導入をっていうようなことをおっしゃっていますが、僕も改めて今回のことを考えてみたら、やっぱり公式LINE、やっぱり必要なんじゃないかなっていうふうに考えます。

調べてみたら全国で1,500自治体ぐらいが公式LINEを導入しているということなんですけど、この機に情報の周知のために公式LINE導入、検討してみたらどうかなと思うんですけど、

そのあたり、ちょっとお聞きしたいので、答弁よろしくをお願いします。

○議長（東條昭二君） 東根町長。

[町長（東根弘幸君）登壇]

○町長（東根弘幸君） 6番三原大輔議員さんの再問について、答弁をさせていただけたらと思います。まず、公式LINEにつきましては、今までも検討させていただくという話で答弁をさせていただいたと思いますが、できるだけ、とにかく今ただ、LINEにつきましては、ただ、子育て世代という方には、メインにヒットかなと思います。なかなか高齢者世帯につきましては、なかなかちょっと厳しいこともあるかと思いますが、これにつきましては、前向きに検討をさせていただきたいと思います。ただ、今ホームページなりAIテレビ・広報紙とかいう形の中でやはり媒体というのが限界がありますので、そういう点も含めまして、いろいろ考えてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただけたらと思います。

以上で、6番三原大輔議員さんの、再問の答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 三原議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 早期の実現を期待しておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

続いての質問に移ります。2問目です。「高齢者の理解促進と交通安全対策について」お聞きしていきたいと思います。高齢の自転車利用者の中には、これまで歩道を走ってきた、車道は怖いという感覚をお持ちの方も多いため、制度の趣旨を理解いただき、安全な運転へと誘導するためには、きめ細やかな対応が必要になってくると私自身思っております。

一つ目、現在、本町の高齢者を対象とした自転車交通安全教室や啓発活動は、どの程度、実施されているのか。その内容と頻度を伺いたいと思いますので、答弁よろしくをお願いします。

○議長（東條昭二君） 山田福祉保健課長。

[福祉保健課長（山田裕子君）登壇]

○福祉保健課長（山田裕子君） 6番三原大輔議員さんの質問事項2「自転車の交通反則通告制度（青切符）導入に伴う、高齢者の理解促進と交通安全対策について」の1点目の御質問に対し、答弁をさせていただきます。高齢者を対象とした交通安全教室等につきましては、これまで敬老会のアトラクションとして、交通安全啓発劇を実施したり、県の高齢者自転車安全運転競技大会に出場される方への研修や実技練習を行っています。

また、老人クラブ連合会では、毎年、高齢者安全運転教室を開催し、今年度は4月1日からの自転車の交通安全に青切符の導入について、お話しを頂きました。

以上で、三原議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 三原議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） もうちょっと具体的な頻度のことを聞きたいんですけど、交通安全教室を

例えば、令和8年度の実施予定の何回ぐらいしようと考えているのか、お聞きしたいです。

再問です。答弁をよろしくをお願いします。

○議長（東條昭二君） 山田福祉保健課長。

[福祉保健課長（山田裕子君）登壇]

○福祉保健課長（山田裕子君） 三原大輔議員さんの再問につきまして、答弁をさせていただきます。8年度につきましては、毎年行っております、高齢者交通安全教室は開催予定となっております。これは、年に1回でございます。ほかの件につきましては、現在予定されていることはございません。再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 三原議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 交通安全教室は、年1回じゃちょっと少ないんじゃないかなという気はするんですけども、次の質問にも関わる部分なんです、質問を移りますが、高齢者にとっては、車道を左側通行の原則や、ながらスマホ一時不停止などが罰則対象となることについて、従来の習慣とのギャップから理解が進みにくいケースも想定されると思います。町として、高齢者の実態に即したわかりやすい周知・啓発方法をどのように検討しているのかをちょっとお聞きしたいので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（東條昭二君） 山田福祉保健課長。

[福祉保健課長（山田裕子君）登壇]

○福祉保健課長（山田裕子君） 6番三原大輔議員さんの質問事項2の、2点目の御質問に対し、答弁をさせていただきます。高齢者の移動手段として広く使用されている自転車ではありますが、自転車規則厳罰化に関しましても、項目も多岐に渡っており、全てを正確に御理解いただくことは難しい面もあるかと思えます。安全に通行いただけるよう、わかりやすい周知・啓発の必要性は認識しておりますが、具体的には今後、検討してまいりたいと考えております。

以上で、三原議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 三原議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） もし、よろしければ私も一緒に検討していきたいなと思いますので、できるだけ早めに検討して周知の方が図れば良いなと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

では、続いての質問です。老人クラブや各地区の集会所など高齢者が集まる場を利用した出前講座の実施や、民生委員による個別の声掛けなどの取組を検討すべきと私自身、考えておりますが、板野町の見解を伺いたいのので、答弁をよろしくお願いたします。

○議長（東條昭二君） 山田福祉保健課長。

[福祉保健課長（山田裕子君）登壇]

○福祉保健課長（山田裕子君） 6番三原大輔議員さんの質問事項2の、3点目の御質問に対し、

答弁をさせていただきます。定期的を実施しております、老人クラブでの交通安全教室での周知や、民生児童委員協議会で、制度の理解促進のための研修会などを今後、実施してまいりたいと考えております。以上で、三原議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 三原議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） この交通安全教室への参加に関しては、参加していない人も多いでしょうし、参加していない方々へのアプローチがやっぱり必要ですし、重要になってくるんじゃないかなと思うんです。だから、民生委員による個別の声掛けなどの取組が必要なんじゃないかなと僕は考えているんですが、民生委員の方に関して研修を行うことというのは、すごくいいんですが、研修を訪問して反映できるかというところが重要となってきますので、できたら研修の時に民生委員の方々に是非、これを高齢者の皆さんへの周知をやっていっていただきたいというような民生委員の方々への声掛けというのも、今後やっていただければいいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、続いての質問に移りたいと思います。「小中学生への交通安全教育について」お聞きしていきます。青切符制度の直接の対象は16歳以上であります。本町の小中学生は現時点では対象外となっております。しかし、彼らは数年後には自転車運転者となる将来の世代であり、今のうちから正しい交通ルールとマナーを身につけさせることが重要であると考えます。

一つ目の質問です。現在、板野町の小中学校では、どのような自転車交通安全教育が実施されているのか、その内容と頻度を伺いたいと思いますので、御答弁よろしくをお願いします。

○議長（東條昭二君） 谷川教育長。

[教育長（谷川健二君）登壇]

○教育長（谷川健二君） 6番三原大輔議員さんの御質問の「自転車の交通反則通告制度（青切符）導入に伴う、小中学生への交通安全教育について」の1点目の御質問に答弁をさせていただきます。

このたびの改正は16歳以上が対象であり、児童・生徒は「交通反則通告制度」いわゆる「青切符」は適用外で処罰の対象となる年齢ではございませんが、処罰の対象ではないということでなく、むしろ、これを16歳になると法的責任を負う年齢に達するということで、小中学生におきましても重要な準備期間と考えております。

現在、小学校においては、子どもたちだけで自転車に乗れることとしているのは、小学校3年生以上で、交通安全教室を受講し、保護者の許可を得てから自転車に乗っていいこととしております。小学校では、全学年において、交通読本を使って、交通安全の指導を行っており、交通安全教室や朝会また全校集会などでも、ヘルメットを必ず被ること、並列運転や二人乗り、暴走運転はしないなど自転車の乗り方と交通安全について学んでおります。また、高学年においては、交通反則通告制度について、指導していくとともに、学級活動の時間で交通読本等を用いて正しい知識を定着させ、事故に遭わないよう、交通安全について学習しております。また、長期休業の前には、必ず全

校児童に向けて、交通安全の指導をしております。

中学校では、徳島県警の交通反則通告制度のパフレットを配布し、その趣旨を伝え、指導するとともに自転車運転による危険な行為が人を傷つけてしまっている現状を理解させ、また、加害者となれば多額の賠償責任を負う可能性があることも事例を挙げながら学習することとしております。また、教員が交差点等での交通指導、また、一般の方からの通報を受けた場合には、事故を未然に防ぐための学級活動・学年集会・全校集会、また、長期休業前にも随時、指導を行っております。交通安全推進員からは全校集会を通じて指導する機会を設けるなど交通安全について、引き続き、指導してまいります。

また、家庭におきましても交通安全について話し合っただけのよう、これからも働き掛けていきたいと考えております。

以上で、6番三原議員さんの1点目の御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 三原議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 素晴らしいと思います。次の質問にある、発達段階に応じた体系的な教育プログラムも実施していただいているようですし、更には、その次の質問であるような、徳島市で行っているような自転車のルールブックの配布などの取組もされているということで安心しました。これからは、もっと頻度を増やすなどをして、できる限りの自転車ルール・マナーの交通安全教育をこれからも実施していただきたいと思います。よって、次の質問、更には3点目の質問もする必要がありませんので、これで、この質問は終わりたいと思います。答弁ありがとうございます。

続いて、4点目の質問に移ります。「通学路・生活道路の安全確保について」お聞きしていきます。本町の住民が日常的に利用する道路には、県道12号鳴門池田線のように大型トラックの通行が頻繁で路面に凸凹が見られる区間が存在します。これまで歩道を走行していた自転車利用者も多かったと思われませんが、4月以降は車道左側通行が原則となります。現状の道路環境では、高齢者も含めた全ての自転車利用者の安全が確保されているとは言い難いと思います。そこで、質問です。

一つ目、県道12号鳴門池田線をはじめとする町内の主要道路における自転車通行の実態を板野町として、どの程度、把握しているのか。特に、高齢者の利用が多い路線や、通学路となっている区間について、現状認識を伺いますので、答弁をお願いいたします。

○議長（東條昭二君） 松本建設課長。

[建設課長（松本 守君）登壇]

○建設課長（松本 守君） それでは、6番三原大輔議員さんの質問事項4「自転車の交通反則通告制度（青切符）導入に伴う、通学路・生活道路の安全確保について」の、1点目の御質問について、答弁をさせていただきます。まず、県道につきましても、徳島県が5年に1度、主要道路の交通量調査を実施しておりますが、その中で高齢者の通行量の把握はできておりません。

板野町におきましても、定期的な交通量調査は行っておらず、事業実施関連で、交通量調査の必

要性がある箇所のみ調査を行っているところで、町内県道の自転車交通量も把握しておらず、必要性のある箇所のみ、その都度、徳島県に問合せをしている状況であります。また、町内の歩道で自転車が通行可能な自歩道等の規制範囲につきましても、徳島県警察の管轄となりますので、県道交通量の場合と同じく、確認の必要性があった場合、その都度、警察署の方に確認しており、町としては現在、把握していない状況であります。

以上で、6番三原議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 三原議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 把握していないということなんですけれども、ちょっと意識的なものをお聞きしたいんですが、これから把握が必要だと思われませんか。答弁よろしくをお願いします。

○議長（東條昭二君） 松本建設課長。

[建設課長（松本 守君）登壇]

○建設課長（松本 守君） 6番三原議員さんの再問について、答弁をさせていただきます。

御意見を受けた件につきまして、道路管理者としては、県道については、徳島県が把握すべき、町道については町が把握すべきと考えております。これまでの御質問にあったように、歩道を自転車が通れないということですが、道路法で13歳未満の子どもとか70歳以上の高齢者また体が不自由な方が自転車を運転する場合とか、また、車道の幅が狭い時で接触事故の危険性がある場合など、自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるときは、例外として歩道を自転車が通行するのを認められる例外もありますので、そういったことも関して、また、教育委員会と関係機関と連携して、通学路や自転車が多く通行する箇所自転車が車道を通行しなければならない規制区分等については、認識の必要性に応じ情報共有を図っていったらなという考えであります。

以上で、6番三原大輔議員さんの再問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 三原議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） なぜ把握が必要かといいますと、まず、誰が一番把握すべきかというのは、やっぱり自転車を乗っている方が把握すべきなんです。けど、やっぱり自転車を利用する高齢の方であったり、お子さん方であったりというところまで情報が降りていくためには、まずは、我々がそれを把握した上で、子どもたちであったり、高齢者の方であったり、というところまで、お伝えしていかなければならないと思います。なので、まずは我々が把握することがやっぱり重要なんじゃないかなと思いますので、先ほどの質問をさせていただきました。

ですので、先ほど、課長がおっしゃっていただけたような、教育委員会と連携しながら板野町内の道路状況の認識だとかを共有していただいて、なおかつ、福祉課であったり、教育委員会であったり、学校であったりというところから、高齢者の方々や子どもたちの皆さんに、そういう、ここ

の道路はこうだとか、そういう具体的なところを認識できるように努めていていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

では、続いての質問です。道路管理者による徳島県に対し、県道12号鳴門池田線の通学路区間や高齢者の利用の多い区間について、路面補修（わだち掘れの解消）を緊急に要望すべきと考えますが、町の見解を伺いたいと思います。もうちょっと説明しますと、やっぱりね県道12号鳴門池田線を見よったら、その車道のね端の方は、やっぱりね、すごくね路面がね歪曲している所が多く見られますので、この辺り非常に気になるところです。答弁よろしくをお願いします。

○議長（東條昭二君） 松本建設課長。

[建設課長（松本 守君）登壇]

○建設課長（松本 守君） 6番三原大輔議員さんの質問事項4の、2点目の御質問について、答弁をさせていただきます。県道につきましては、通学路区間、高齢者利用の多い、少ないに関わらず、住民や通行者からの通報があった場合また職員が把握し、路面補修が必要と思われる箇所については、その都度、繰り返し徳島県の方に修繕要望をさせていただいております。

今後におきましても、引き続き、迅速な対応をしていただけるよう要望、繰り返していきたいと思っております。以上で、三原大輔議員さんの御質問に対する御答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 三原議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 要望よろしくお願ひいたします。これから例えば、自転車事故を起こさないようにすごい危機感を持っているんだ、我々は。というようなことを踏まえて、県の方に要望していただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続いての質問です。次に、自転車が安全に車道左側を通行できるよう、徳島県に対して県道12号鳴門池田線へのナビマーク・ナビライン（矢羽根型路面標示）のことですが、設置をここの区間を置いた方がいいのかとか、そういうのもいると思いますが、その設置を働き掛けるという考えはありますか。例えば、上板の端には付いていると思いますけど、ああいうやつなんですけど、考えがあるのか、お聞きしたいと思います。答弁をよろしくをお願いします。

○議長（東條昭二君） 松本建設課長。

[建設課長（松本 守君）登壇]

○建設課長（松本 守君） 6番三原大輔議員さんの質問事項4の、3点目の御質問について、答弁をさせていただきます。県道における通学路等自転車通行者が多い自歩道区間がない箇所につきましては、先ほども申し上げましたように教育委員会等関係部署とまた、協議の上また事故発生状況、そういったものを総合的に考えながら自転車ナビマーク・ナビラインが必要と考えられる箇所につきましては、徳島県に対し設置要望をしていきたいと考えております。

以上で、6番三原議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 三原議員。

[ 6 番（三原大輔君）登壇 ]

○ 6 番（三原大輔君）　そうですね。ありがとうございます。まずは、状況の把握からしていただけたらと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

　続いての質問です。では、それらハード整備が追いつくまでの間、通学時間帯や高齢者の利用が多い時間帯における交通安全指導員や警察と連携した見守り活動の強化を検討すべきではないかと考えます。板野町の見解を伺いたいのので、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（東條昭二君）　山本総務課長。

[総務課長（山本敏彦君）登壇]

○総務課長（山本敏彦君）　6番三原大輔議員さんの質問事項4の、4点目の御質問に対し、答弁をさせていただきます。御質問にありましたとおり、自転車は原則、車道を走行しなければならず、車道の走行が危険な場合に限り指定された歩道を走行することができることとなっております。

　しかしながら、本町だけではなく多くの自治体で、自転車で安全に走行できる車道は非常に少ない状況となっており、また、歩道につきましても幅員が狭小で自転車で走行できる歩道も非常に少ないのが現状となっております。道路整備などハード面が追いつくまでの間の交通安全指導員や警察と連携した見守り活動の強化でございますが、特に自転車での走行が危険と感じる場所での実施の必要性は町としても感じております。

　現在、板野中学校北側交差点では、中学校の先生が立哨を行っており、民生委員をはじめ、いろいろな方にも御参加をいただいております。また、板野高校北側の県道交差点など大きな交差点では交通安全協会や母の会などの皆さんと一緒に警察による立哨も、年に何度か実施をしているところでございます。今後におきましても、このような見守り活動を継続してまいりたいというふうに考えております。以上で、6番三原大輔議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君）　三原議員。

[ 6 番（三原大輔君）登壇 ]

○ 6 番（三原大輔君）　必要性を感じているということで安心しました。これからも交通安全指導の方、よろしく願いいたします。

　では、5問目、最後の質問に移りたいと思います。「板野町の今後の連携体制について」なんですけれども、交通安全対策は町だけでなく、徳島県や警察・学校・PTA・老人クラブ・地域住民など、多様な主体の連携が不可欠だと思います。特に、児童や高齢者に対して必要になると思っていますんですけれども、一つ目の質問なんですけど、関係機関との連絡協議会を設置して、通学路や生活道路の安全点検や対策の進捗管理を定期的に行う体制を構築すべきと私自身、考えているんですけれども、板野町の見解を伺いたいのと思いますので、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（東條昭二君）　山本総務課長。

[総務課長（山本敏彦君）登壇]

○総務課長（山本敏彦君）　6番三原大輔議員さんの質問事項5の、1点目の御質問に対し、答弁

をさせていただきます。現在、町では、板野町交通安全協会や板野地区交通安全教育推進協議会また母の会などが警察と連携し、交通安全に取り組んでいただいていることから、既に体制は整っているものと考えております。

以上で、6番三原大輔議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 三原議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 板野町としては、体制が整っているということですので、その体制を利用した今後、ますますの体制構築の向上を目指していただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。では、最後の質問です。板野町の全ての世代が将来にわたって安全に自転車を利用できる環境を整備するため、中長期的な視点に立った自転車活用推進計画や通学路安全プログラムの策定を検討すべきではないかと考えております。これも板野町の見解を伺いたいと思いますので、御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（東條昭二君） 山本総務課長。

[総務課長（山本敏彦君）登壇]

○総務課長（山本敏彦君） 6番三原大輔議員さんの質問事項5の、2点目の御質問に対し、答弁をさせていただきます。人口減少傾向の日本において、鉄道や路線バスの便数減少また路線廃止が行われており、地方に暮らす人たちにとって自転車は欠くことのできない交通手段の一つとなっております。

青切符制度は16歳以上の者が対象となっておりますが、自転車には小さいお子さんも乗っており、このような小さいお子さんから高齢者の方まで、安全に利用できる環境の整備は、とても大事なことであり町としても認識しております。中長期的な視点に立った「自転車活用推進計画」や「通学路安全プログラム」の策定につきましても、その有効性や策定後の運用につきまして、関係機関と連携をしながら慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で、6番三原大輔議員さんの御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（東條昭二君） 三原議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 答弁ありがとうございました。真剣に考えていただいているようですので、安心いたしました。今回は、来月から始まる自転車の青切符制度導入について、全て質問していきましたが、これら全ての質問なんですけど、交通事故予防のための質問です。本当に事故が起こるんじゃないのかなというのをすごく懸念しておりますので、今回、何問も質問させてもらいました。

新制度導入は、交通事故防止のためのものです。この青切符制度は、しかし、教育不足で、間違った認識とか、自治体の体制が整わない状況では、かえって混乱が起こって事故につながるおそれがあるんじゃないかなというふうに考えております。なので、是非とも、可及的速やかに新制度の周知と教育体制づくりを望みますので、どうぞよろしく…。

○副町長（東根弘幸君）議長、かまいませんか。

○議長（東條昭二君） 東根町長。

[町長（東根弘幸君）登壇]

○町長（東根弘幸君） 今、6番三原大輔議員さんの方から、いろいろ質問、頂いたところでございます。この自転車の交通反則通告制度（青切符）導入に伴う、ということでいろいろ質問を頂きました。この中で、トータル的な私の考えといたしますか、を少し話をさせていただきたいと思えます。まず、いろいろ課長等の答弁の中にもありましたように、この事業につきましては、国・県・警察のことと言いながら、やはり町民の安全安心に関わることでございます。これにつきまして、いろいろ答弁があったように、国・県・警察また各部署と連携を取りながら、いろいろ進めてまいりたいと考えております。

また、周知方法につきましてでございますが、パンフレット等、国・警察によって多分、今ある程度のパンフレットなり周知方法というのが出来ておると思えます。それも手に入れながら情報の入らない方を中心に周知を徹底をしてまいりたいと考えておりますので、御承知おきいただけたらと思えます。

以上で、三原大輔議員さんのお話への思いということで伝えさせていただきました。

○議長（東條昭二君） 三原議員。

[6番（三原大輔君）登壇]

○6番（三原大輔君） 最後に町長からの思いも聞けたことですので、安心して今回の質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（東條昭二君） 以上で、6番三原大輔議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） これで、一般質問通告者の質問は終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。ここで、お諮りします。

この際、会議の都合により会期日程を変更し、本日の日程10日、一般質問を日程10日、一般質問・議案審議に、更に日程16日、一般質問・議案審議を日程16日、議案審議に変更したいと思えますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。よって、会期日程を変更し、本日の日程10日、一般質問を日程10日、一般質問・議案審議に、日程16日、一般質問・議案審議を日程16日、議案審議に変更することに決定しました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） ここで、休憩いたします。休憩中に日程変更に伴います、議事日程表を配付しておきますので、よろしく願いいたします。

午前11時56分 休憩

~~~~~

(上田・村上、議事日程表を配付する)

(タブレットに議事日程表をダウンロードする)

~~~~~

午後 0時59分 再開

○議長（東條昭二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。ただいまから議案審議を行います。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 日程第2、議案第1号「板野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。説明を求めます。岡本住民課長。

[住民課長（岡本 千江美君）登壇]

○住民課長（岡本 千江美君） 議案第1号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第1号、板野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

板野町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を次のとおり制定する。

令和8年3月2日提出でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

令和8年4月より全国で開始される「こども誰でも通園制度」は、保護者の働き方などにかかわらず、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備することを目的として創設されました。この条例は、事業所の指定及び事業所が町から認定を受けるための設備・運営基準を定めるものでございます。

板野町では、対象年齢を一時保育と同じ1歳6か月からとさせていただき、定員に余裕のあるクラスで保育園生活を体験することができる余裕活用型を採用し、4月からの開始に向けて準備をさせていただいております。以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。

御審議いただき、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。

お諮りします。議案第1号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 日程第3、議案第2号「板野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する

基準を定める条例の制定について」を議題とします。説明を求めます。岡本住民課長。

[住民課長（岡本 千江美君）登壇]

○住民課長（岡本 千江美君） 議案第2号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

議案書の19ページをお願いいたします。

議案第2号、板野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

板野町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和8年3月2日提出でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

この条例は、「こども誰でも通園制度」において、事業所が子どもを受け入れるに当たり、町からの給付の対象とするための確認基準を定めるものでございます。

以上で、議案第2号の説明とさせていただきます。

御審議いただき、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第2号の採決をします。

お諮りします。議案第2号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 日程第4、議案第3号「板野町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。岡本住民課長。

[住民課長（岡本 千江美君）登壇]

○住民課長（岡本 千江美君） 議案第3号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

議案書の33ページをお願いいたします。

議案第3号、板野町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正について。

板野町子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年3月2日提出でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

この改正は、子ども・子育て支援法に基づく過料に関して、令和8年4月から開始されます「こども誰でも通園制度」を対象とするための改正を行うものでございます。

以上で、議案第3号の説明とさせていただきます。

御審議いただき、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第3号の採決をします。

お諮りします。議案第3号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(東條昭二君) 日程第5、議案第4号「板野町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。山田福祉保健課長。

[福祉保健課長(山田裕子君)登壇]

○福祉保健課長(山田裕子君) 議案第4号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

議案書の35ページをお願いいたします。

議案第4号、板野町介護保険条例の一部改正について。

板野町介護保険条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年3月2日提出でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

介護保険法施行令が改正され、令和8年度分の保険料の算定では、税制改正前の基準で算定することとなっておりますが、令和8年度の市町村民税は非課税であるが、介護保険料の算定では課税者とみなされる場合があります。その場合に市町村民税非課税者の保険料段階まで減免できることとするための一部改正を行うものでございます。

なお、この特例減免は令和8年度限りの措置のため附則で定めるものです。

以上で、議案第4号の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますよう、お願いいたします。

○議長(東條昭二君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第4号の採決をします。

お諮りします。議案第4号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(東條昭二君) 日程第6、議案第5号「板野町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。永井税務課長。

[税務課長(永井英孝君)登壇]

○税務課長（永井英孝君） 議案第5号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

議案書の39ページをお願いいたします。

議案第5号、板野町国民健康保険税条例の一部改正について。

板野町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年3月2日提出でございます。本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

本条例の主な改正点は、国において「子ども・子育て支援金制度」が創設され、令和8年度から医療保険者が保険料と合わせて、子ども・子育て納付金を徴収することとなったため、所得割額として100分の0.3%、均等割額として1,100円、18歳以上被保険者均等割額として100円を子ども・子育て支援納付金課税額として加えること、及び医療分均等割額を3万1,000円から3万2,000円に、介護分均等割額を9,000円から1万円にそれぞれ1,000円ずつ増額することに伴い、1人当たりの軽減基礎額の変更等について、条例改正をお願いするものです。以上で、議案第5号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第5号の採決をします。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 日程第7、議案第6号「板野町職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。山本総務課長。

[総務課長（山本敏彦君）登壇]

○総務課長（山本敏彦君） 議案第6号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書53ページをお願いいたします。

議案第6号、板野町職員の給与に関する条例の一部改正について。

板野町職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年3月2日提出でございます。条例本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

徳島県人事委員会勧告に基づき、駐車場等を利用する職員に対し、駐車場等の利用に係る通勤手当を新設するための一部改正をお願いするものでございます。

以上で、議案第6号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第6号を採決します。

お諮りします。議案第6号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 日程第8、議案第7号「板野町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。山本総務課長。

[総務課長（山本敏彦君）登壇]

○総務課長（山本敏彦君） 議案第7号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書57ページをお願いいたします。

議案第7号、板野町職員等の旅費に関する条例の一部改正について。

板野町職員等の旅費に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年3月2日提出でございます。条例本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

令和7年4月より国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、町職員等の旅費につきましても、国との均衡を図る観点から、国に準じた条例の一部改正をお願いするものでございます。

以上で、議案第7号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第7号を採決します。

お諮りします。議案第7号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 日程第9、議案第8号「板野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。説明を求めます。山本総務課長。

[総務課長（山本敏彦君）登壇]

○総務課長（山本敏彦君） 議案第8号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書の73ページをお願いいたします。

議案第8号、板野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

板野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和8年3月2日提出でございます。条例本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

会計年度任用職員の期末手当の支給率が改定となること及び一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、正規職員の給料表が改正されたことから、正規職員との均衡を図るため、会計年度任用職員給料表につきましても、改正をお願いするものでございます。

以上で、議案第8号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第8号を採決します。

お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 日程第10、議案第9号「板野町役場庁舎改築等基金条例の廃止について」を議題とします。説明を求めます。山本総務課長。

[総務課長（山本敏彦君）登壇]

○総務課長（山本敏彦君） 議案第9号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

議案書79ページをお願いします。

議案第9号、板野町役場庁舎改築等基金条例の廃止について。

板野町役場庁舎改築等基金条例を次のとおり廃止する。

令和8年3月2日提出でございます。条例本文につきましては、お目通しをお願いいたします。

本基金につきましては、平成24年度の役場庁舎耐震改修以降、長期間にわたり取崩しの実績がなく、本基金とは別の公共施設等整備基金においても、役場庁舎の改築等に処分が可能であること、また、財政調整基金の残高について、県内他自治体と比較した際、財政調整基金残高が極めて少ない状況であることなどを総合的に判断し、本基金の廃止をお願いし、その残高について財政調整基金及び公共施設等整備基金への積替えをお願いするものでございます。

以上で、議案第9号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第9号を採決します。

お諮りします。議案第9号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 日程第11、議案第10号「令和7年度板野町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。説明を求めます。山本総務課長。

[総務課長（山本敏彦君）登壇]

○総務課長（山本敏彦君） 議案第10号が議題となりましたので、御説明を申し上げます。

別冊の令和7年度補正予算書の4ページをお願いいたします。

議案第10号、令和7年度板野町一般会計補正予算（第9号）。

令和7年度板野町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10億7,252万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億7,617万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月2日提出でございます。

今回の補正につきましては、歳入では町税ほか各款の収入見込額や確定額の調整、また、歳出では令和7年度事業の完了を見込み、不用や追加となる予算の増減及び役場庁舎改築等基金の廃止に伴う基金残高の繰入れと財政調整基金などへの積替えの補正をお願いするものです。

10ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正でございます。追加分といたしまして2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備費補助事業として、システム改修に係る委託料409万2,000円ほか6件の事業について、合計8,448万1,000円をお願いするものです。

11ページをお願いします。

第3表 地方債補正の変更でございます。クリーンセンター整備事業ほか2件で、事業費の確定などにより、限度額の総額を2億3,620万円から1億9,040万円に減額をお願いするものです。14ページをお願いします。

歳入から説明をさせていただきます。歳入の主な内容といたしまして1款町税、1項町民税、1目個人では、個人町民税の収入増により1億円の増額をお願いしております。

次の15ページの3款利子割交付金から20ページの8款環境性能割交付金につきましては、県からの交付金見込額通知書に基づき、増減の補正をお願いしております。

21ページをお願いします。

10款地方交付税は、交付額の確定により2億5,187万4,000円の増額をお願いしております。23ページをお願いします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、物価高騰重点支援助地方交付金で定額減税補足給付金給付事業の完了により2,418万円の減額をお願いしております。

24ページをお願いします。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金では、新規就農者育成事業の確定により900万円の減額をお願いしております。

25ページをお願いします。

17款寄附金、1項同じく、2目指定寄附金で、企業版ふるさと納税寄附金など420万円をお願いしております。26ページをお願いします。

18款繰入金、2項基金繰入金では1目財政調整基金繰入金が繰入れ不用となったため、全額を減額し、2目減債基金繰入金につきましても2億円の減額、7目役場庁舎改築等基金繰入金では、基金条例の廃止に伴い、基金残高11億6,100万円の繰入れをお願いしております。

27ページをお願いします。

21款町債、1項同じでは、各事業費の確定等により4,580万円の減額をお願いしております。28ページをお願いします。

続きまして、歳出の説明をさせていただきますが、各款での人件費に関する補正につきましては、職員手当や共済費の減額等によるものでございます。また、その他事業に関する減額につきましても事業が完結したものによるものでございます。

30ページをお願いします。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費では18節負担金補助及び交付金で、定額減税補足給付金給付事業の完了により2,418万円の減額をお願いし、2目賦課徴収費では、町内企業の固定資産に係る償却資産税の修正申告に伴う徴税還付金及び還付加算金といたしまして1,671万9,000円の増額をお願いしております。

34ページをお願いします。

3款民生費、2項老人福祉費、2目老人福祉施設費では、養護老人ホームの入所者数が当初の見

込みを下回るため、19節扶助費で376万7,000円の減額をお願いしております。

37ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子衛生費で、産後ケア事業の利用者増により12節委託料で100万円の増額をお願いしております。また、6目斎場費では、整備負担金の確定により3,103万3,000円の減額をお願いしております。

38ページをお願いします。4款同じく、2項清掃費、2目塵芥処理費では、中央広域環境センターを積替保管施設として使用延長することに伴う周辺対策事業費として2,070万6,000円をお願いしております。3目し尿処理費では、クリーンセンター第一攪拌槽防食塗装工事の完了により1,014万7,000円の減額をお願いしております。

39ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、新規就農者育成事業の確定等により900万円の減額をお願いしております。

43ページをお願いします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、GIGAスクール事業に係る機器更新が完了したことにより17節備品購入費で1,500万円の減額をお願いしております。

44ページをお願いします。9款同じく、2項小学校費の各小学校教育振興費及び45ページの3項中学校費、2目教育振興費の17節備品購入費では、教育指定寄附金を充当し、小中学校の図書を購入させていただくものでございます。

49ページをお願いします。

11款公債費、1項同じく、1目元金では、減債基金繰入金の減額に伴う財源更正をお願いしております。51ページをお願いします。

12款諸支出金、2項基金費では、役場庁舎改築等基金の廃止に伴い、繰り入れた基金残高11億6,100万円を財政調整基金及び公共施設等整備基金に積み替えるとともに、庁舎改築等基金積立金の減額をお願いしております。

52ページをお願いします。

以上、歳入歳出ともに10億7,252万3,000円の増額補正をお願いし、歳入歳出予算の総額を84億7,617万3,000円をお願いするものでございます。

以上で、議案第10号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第10号の採決をします。

お諮りします。議案第10号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(東條昭二君) 日程第12、議案第11号「令和7年度板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。説明を求めます。岡田人権コミュニティ課長。

[人権コミュニティ課長(岡田 加代子君)登壇]

○人権コミュニティ課長(岡田 加代子君) 議案第11号が議題となりましたので、御説明申し上げます。補正予算書の59ページをお願いいたします。

議案第11号、令和7年度板野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)。

令和7年度板野町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ98万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ416万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月2日提出でございます。

続きまして64ページをお願いいたします。歳入から御説明申し上げます。

1 款県支出金、1 項同じでございます。1 目土木費県補助金では、住宅新築資金等貸付助成事業の補助金確定に伴い37万6,000円を減額し、補正後の額25万1,000円をお願いするものでございます。次のページの2 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目住宅新築資金等貸付金元利収入では、貸付金元利収入過年度分の増加により136万2,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして66ページをお願いいたします。歳出を御説明申し上げます。

1 款貸付事業費、1 項1 目同じでは、債権回収業務委託料が不用となったため50万円を減額し、補正後の額34万1,000円をお願いするものでございます。

次のページの2 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金では、貸付金収入の増加に伴う一般会計への繰出金として148万6,000円を増額し、補正後の額372万3,000円をお願いするものでございます。

以上、歳入歳出とも補正前の額317万8,000円に対しまして、それぞれ98万6,000円の増額補正をお願いし、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ416万4,000円をお願いするものでございます。以上で、議案第11号の説明とさせていただきます。

御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第11号の採決をします。

お諮りします。議案第11号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 日程第13、議案第12号「令和7年度板野町介護保険（保険事業）特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。説明を求めます。山田福祉保健課長。

[福祉保健課長（山田裕子君）登壇]

○福祉保健課長（山田裕子君） 議案第12号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

補正予算書の68ページをお願いいたします。

議案第12号、令和7年度板野町介護保険（保険事業）特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度板野町の介護保険（保険事業）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ365万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,861万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月2日提出でございます。

73ページをお願いいたします。歳入から御説明申し上げます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金では、介護給付費の増額に伴う財源の補正として、介護・予防給付費負担金60万円の増額補正をお願いしております。2 項国庫補助金、1 目調整交付金では、現年度財政調整交付金21万円の増額補正をお願いしております。

74ページをお願いいたします。

4 款支払基金交付金、1 項同じ、1 目介護給付費交付金では、介護給付費の増額に伴う財源補正として介護・予防給付費交付金94万5,000円の増額補正をお願いしております。

次のページをお願いいたします。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金では、介護給付費の増額の分の県の負担金53万7,000円の増額補正をお願いしております。

76ページをお願いいたします。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金では 5 3 万 7, 0 0 0 円の増額補正をお願いしております。2 目その他一般会計繰入金では、介護認定審査会費の増額に伴う事務費繰入金として 8 2 万 1, 0 0 0 円の増額補正をお願いしております。

続きまして、歳出を御説明申し上げます。7 7 ページをお願いいたします。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、1 目同じでは、藍住町・上板町と 3 町で共同実施しております、介護認定審査会の負担金が不足する見込みであるため 8 2 万 1, 0 0 0 円の増額補正をお願いしております。7 8 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス費では 2 目施設介護サービス給付費で 2 0 0 万円、5 目居宅介護サービス計画給付費で 1 5 0 万円の増額補正をお願いしております。

次のページの 8 款予備費、1 項 1 目同じでは 6 7 万 1, 0 0 0 円の減額補正をお願いしております。介護給付費の増額に対する保険料の財源相当額でございます。

以上、歳入歳出ともに 3 6 5 万円を増額補正し、合計 1 6 億 1, 8 6 1 万 4, 0 0 0 円をお願いをするものでございます。

以上で、議案第 1 2 号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第 1 2 号の採決をします。

お諮りします。議案第 1 2 号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、議案第 1 2 号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（東條昭二君） 日程第 1 4、議案第 1 3 号「令和 7 年度板野町下水道事業会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。説明を求めます。晃昇下水道課長。

[下水道課長（晃昇政治君）登壇]

○下水道課長（晃昇政治君） 議案第 1 3 号が議題となりましたので、御説明申し上げます。

補正予算書 8 0 ページをお願いいたします。

議案第 1 3 号、令和 7 年度板野町下水道事業会計補正予算（第 3 号）。

（総則）

第 1 条 令和 7 年度板野町下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度板野町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的

収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入)

第1款 下水道事業収益、第2項 営業外収益、(既決予定額) 2億315万円に対し、(補正予定額) 100万円の増額、計2億415万円。

(支出)

第1款 下水道事業費用、第1項 営業外費用、(既決予定額) 2,910万4,000円に対し、(補正予定額) 100万円の増額、計3,010万4,000円。

令和8年3月2日提出でございます。

86ページをお願いいたします。

補正予算事項別明細書にて、御説明申し上げます。

(収益的収入)

1款下水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計負担金の一般会計負担金100万円の増額補正をお願いするものです。

(収益的支出)

1款下水道事業費用、2項営業外費用、2目消費税及び地方消費税で納付額の不足により100万円の増額補正をお願いするものです。

以上で、議案第13号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(東條昭二君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。これから議案第13号の採決をします。

お諮りします。議案第13号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(東條昭二君) 日程第15、議案第14号「令和8年度板野町一般会計予算」を議題とします。説明を求めます。山本総務課長。

[総務課長(山本敏彦君)登壇]

○総務課長(山本敏彦君) 議案第14号が議題となりましたので、説明をさせていただきます。別冊の令和8年度予算書の5ページをお願いいたします。

議案第14号、令和8年度板野町一般会計予算。

令和8年度板野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78億7,500万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高限度額は、10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月2日提出でございます。

14ページをお願いいたします。

第2表、地方債といたしまして、庶務管理システム導入事業ほか6件の事業に充当するため、いずれも起債の方法は証書借入、利率は5.0%以内とし、総額8億9,090万円をお願いしております。23ページをお願いいたします。

はじめに歳入から説明をさせていただきます。

1款町税、1項町民税、1目個人では、対前年度比15.5%増の5億3,565万8,000円、2目法人では1億8,380万6,000円をお願いしております。2項固定資産税、1目同じでは、対前年度比5.2%増の7億8,501万6,000円をお願いし、3項軽自動車税、1目環境性能割では、政府による2年間、課税停止の方針を受け79.7%減の55万4,000円をお願いしております。

24ページをお願いします。4項町たばこ税、1目同じでは1億1,487万円をお願いしております。次の25ページ、2款地方譲与税から31ページの8款環境性能割交付金までは、県から示された交付見込額によるものでございます。

33ページをお願いいたします。

10款地方交付税、1項1目同じで、対前年度比14.3%増の20億円をお願いしております。

35ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目総務費負担金では、一部事務組合への職員派遣に係る負担金2,338万9,000円で、後期高齢者医療広域連合及び中央広域環境施設組合から、それぞれ受け入れ、2目民生費負担金では、老人福祉施設費市町村負担金6,249万円が主なも

のとなっております。

37ページをお願いします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、3目商工使用料で、あせび温泉使用料の年間利用者を14万人とし8,011万2,000円、4目土木使用料では、町営住宅400戸分6,657万円が主なものでございます。

40ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、障害者福祉費負担金で3億7,072万8,000円、児童手当負担金で、対象子ども数を延べ1万8,972人と想定し2億233万5,000円をお願いしております。また、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、物価高騰重点支援地方交付金1億928万6,000円で、生活支援商品券と水道料金2か月分の免除事業などに充当するものでございます。

41ページをお願いします。14款、2項同じく、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金で、子ども・子育て支援交付金1,638万7,000円、妊婦のための支援給付交付金750万8,000円が主なものでございます。続きまして、4目土木費国庫補助金、3節住宅費補助金では2,375万円で町営住宅の改修等に係る補助金となっております。

43ページをお願いします。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金では1節障害者福祉費負担金1億8,536万3,000円、4節国民健康保険事業費負担金5,908万8,000円、5節後期高齢者医療事業費負担金4,987万4,000円が主なものでございます。

47ページをお願いします。15款同じく、2項県補助金、7目教育費県補助金では4節保健体育費補助金で、給食費負担軽減交付金といたしまして3,128万8,000円が主なものとなっております。3項県委託金、1目総務費委託金では1節徴税费委託金で、個人県民税徴収事務委託金1,934万7,000円が主なものでございます。

50ページをお願いします。

17款寄附金、1項同じく、2目指定寄附金では、ふるさと納税で前年度より2,053万円増の8,500万円をお願いしております。

次の51ページをお願いいたします。

18款繰入金、2項基金繰入金では、財政調整基金繰入金4億1,800万円、ほか五つの基金からの繰入れをお願いしております。

52ページをお願いいたします。

19款繰越金、1項1目同じでは、前年度からの繰越金として1億5,000万円をお願いしております。55ページをお願いします。

20款諸収入、4項雑入、2目同じでは5節の商工費雑入で、道の駅いたの地域振興施設使用料の2,000万円及び電気使用料1,618万6,000円が主なものとなっております。

57ページをお願いします。

21款町債、1項同じでは、吉野川下流域用水事業に係る借入れを主なものとして計8億9,090万円をお願いしております。

58ページをお願いいたします。続きまして、歳出について説明をさせていただきますが、以下、各款項目での人件費、1節の報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費に関しましては、令和7年度実績によるものでございます。

1款議会費、1項1目同じでは7,442万5,000円をお願いしております。それぞれ議員さんの報酬と議会運営に係るものでございます。

63ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、郵便料金や手数料等で11節の役務費1,576万9,000円をお願いしております。

67ページをお願いします。3目財産管理費、12節委託料では、役場庁舎内の電話設備更新に係る委託料として515万5,000円をお願いしております。4目電子計算費、13節使用料及び賃借料では、市町村クラウドサービスに係るシステム使賃料として1億3,647万円が主なものでございます。

69ページをお願いします。6目の企画費は10節需用費で、ふるさと納税返礼品に係る費用として2,555万円、7目地方創生費では12節委託料で、生活支援商品券発行運營業務に係る委託料7,240万円が主なものでございます。

72ページをお願いいたします。2款同じく、2項徴税费、1目税務総務費、12節委託料では、固定資産評価替業務に係る委託料として1,320万円をお願いし、続く73ページの2目賦課徴収費、7節報償費では、固定資産税前納報奨金が今年度より法人も対象となるため、前年度から237万円増の587万円、18節負担金補助及び交付金で、徳島滞納整理機構の負担金として208万4,000円をそれぞれお願いしております。

77ページをお願いいたします。2款同じく、4項選挙費、3目徳島県知事選挙・徳島県議会議員一般選挙費395万4,000円は、翌年4月執行予定の統一地方選挙の準備及び期日前投票における経費でございます。

81ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では8,552万9,000円をお願いしており18節負担金補助及び交付金で、町社会福祉協議会への補助金が主なものでございます。

82ページをお願いいたします。2目の隣保館費では、公会堂3館の管理運営費等として3,369万4,000円をお願いしております。

85ページをお願いいたします。3款、1項同じく、3目町民センター費では14節工事請負費で、空調設備設置に係る工事費が主なものでございます。

87ページをお願いします。5目の障害者福祉費、12節委託料の一番下に記載があります、相

談支援事業共同実施分委託料3,052万4,000円は、令和7年度より本町が監事長となっており、今年度も引き続き、相談支援業務において郡内4町分を本町で一旦受け入れ、本町分と合わせ、関係事業者に支払いをすることとなっているものでございます。

89ページをお願いします。5目同じく、19節扶助費で、障害福祉サービス費と障害児給付費などとして7億5,132万2,000円をお願いしております。

91ページをお願いします。3款同じく、2項老人福祉費、1目老人福祉総務費、19節扶助費で、敬老年金5,000円の2,523名分として1,261万5,000円、また、タクシー料金と燃料代をセットにした高齢者外出支援助成費1万2,000円の2,500名分として3,000万円をそれぞれお願いしております。2目老人福祉施設費では、入所者を20名と見込み、老人ホームの管理運営費として7,892万8,000円をお願いしております。

95ページをお願いいたします。5目後期高齢者医療費、18節負担金補助及び交付金2億1,589万7,000円は、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金が主なものとなっております。

98ページをお願いします。3款同じく、3項児童福祉費、2目児童手当費、19節扶助費は、対象者延べ1万8,972人の児童手当費2億4,990万円をお願いしております。3目子ども医療福祉費、19節扶助費の子どもはぐくみ医療助成費では、対象者を1,372人と想定し7,500万円をお願いしております。4目保育園費では、保育園の運営管理に要する費用をお願いしております。102ページをお願いします。5目児童館費は12節委託料で、社会福祉協議会に対する3児童館の指定管理委託料5,586万3,000円が主なものとなっております。6目子ども家庭総合支援センター費では、センターの運営に要する費用をお願いしております。

108ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、12節委託料では、各種予防接種に要する費用6,090万1,000円をお願いしております。

114ページをお願いいたします。4款、1項同じく、6目斎場費、18節負担金補助及び交付金では、広域斎場整備事業及び周辺環境整備事業に係る本町の負担分といたしまして2億8,117万6,000円をお願いしております。

116ページをお願いいたします。4款同じく、2項清掃費、2目塵芥処理費、18節負担金補助及び交付金で、中央広域環境施設組合負担金3億2,381万5,000円をお願いしております。3目のし尿処理費では、クリーンセンターの管理運営費をお願いしており、令和6年度からの継続事業であった第一攪拌槽防食塗装工事の完了により、前年度から52.6%の減額となっております。119ページをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は、農業委員会の運営に要する費用でございます。123ページをお願いいたします。4目の農地費、18節負担金補助及び交付金では、吉野川下流域用水事業に係る国営分及び水資源機構営分合わせて6億7,054万5,000円が主なものとなっております。

126ページをお願いいたします。

6款商工費、1項同じ、1目商工振興費、18節負担金補助及び交付金で、町商工会への補助金300万円が主なものとなっております。

129ページをお願いいたします。2項観光費、2目観光温泉施設費では、あせび温泉やすらぎの郷の管理運営費で10節需用費の4,882万4,000円が主なものとなっております。

131ページをお願いします。3目道の駅管理費では、防災区域等も含めた道の駅の管理に要する費用で10節需用費の電気使用料が主なものとなっております。

135ページをお願いいたします。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、18節負担金補助及び交付金で、木造住宅耐震改修工事の補助金2,310万円が主なものでございます。

138ページをお願いいたします。2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、14節工事請負費で道路工事費として4,000万円、4目社会資本総合整備費では12節委託料で橋梁定期点検のための委託料1,700万円が主なものでございます。

140ページをお願いします。7款同じく、4項住宅費、1目住宅管理費では、町営住宅の維持管理費を計上し、12節の委託料では、公営住宅等長寿命化計画の改訂業務委託料として900万円、141ページの14節工事請負費では、第二団地の外壁改修工事費として3,500万円をお願いしております。142ページをお願いいたします。

8款消防費、1項同じく、1目広域事務消防組合負担金では、板野西部消防組合への負担金でございます。2目非常備消防費は消防団の活動運営費をお願いしております。

144ページをお願いします。5目災害対策費、12節委託料では、大規模災害等への備えといたしまして、本町防災マップの更新に係る委託料1,100万円をお願いしております。

146ページをお願いします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費は、教育委員会委員の報酬が主なもので2目事務局費では事務局の管理運営費を計上しております。

149ページをお願いします。2項小学校費、1目小学校共通費は各小学校の維持管理費でございます。150ページをお願いします。2目の東小学校管理費から158ページの7目南小学校教育振興費までは、各小学校の管理運営費でございます。

159ページをお願いいたします。3項中学校費、1目学校管理費では、中学校の維持管理費を計上しております。163ページをお願いいたします。4項幼稚園費、1目幼稚園共通費では、各幼稚園の維持管理費をお願いしております。

165ページをお願いします。2目の東幼稚園費から169ページの4目南幼稚園費までは、各幼稚園の管理運営費でございます。

171ページをお願いいたします。5項社会教育費、2目公民館費では、中央公民館及び南公民館の管理運営費を計上させていただいております。

176ページをお願いいたします。7目歴史文化公園費では、文化の館を始めとする公園施設の管理運営費でございます。

181ページをお願いいたします。9款同じく、6項保健体育費、1目保健体育総務費では、田園パーク及び健康の館などの管理運営費でございます。

183ページをお願いいたします。2目の体育施設費では、小中学校の体育館及び体育センター・町民プール等、町内体育施設の管理費を一括してお願いしております。

185ページをお願いいたします。3目学校給食費の1億7,510万1,000円は、学校給食センターの管理運営費でございます。10節の需用費では、給食の賄材料代7,069万5,000円で価格高騰により昨年度より2.3%の増、次の186ページの12節委託料では、株式会社「東洋食品」への調理等業務委託料として4,653万円をお願いしております。

なお、国の小学校給食費無償化政策による減収分につきましては、県の給食費負担軽減交付金を充当しております。

189ページをお願いいたします。

11款公債費、1項同じく、1目元金では、償還金元金として合計123件分、2目利子では、借入金の利子として合計147件分をお願いしております。

190ページをお願いいたします。

12款諸支出金、1項特別会計費、1目特別会計繰出金では、国民健康保険特別会計ほか5会計への繰出金といたしまして7億6,600万円をお願いしております。このうち、水道事業会計の3,600万円につきましては、重点支援交付金を活用し、水道料金2か月分を免除するためのもので、また、下水道事業会計におきましても2か月分の免除を実施するため、一般財源分800万円が含まれております。

191ページをお願いします。2項基金費、1目同じでは、財政調整基金ほか10基金への積立金として計1億6,294万円をお願いしております。

192ページをお願いします。

13款予備費といたしまして1,013万3,000円をお願いし、以上、歳入歳出の予算総額を78億7,500万円をお願いするものでございます。

以上で、議案第14号の説明とさせていただきます。

御審議をいただき、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東條昭二君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り、討論を行います。討論ありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これから議案第14号の採決をします。

お諮りします。議案第14号について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(東條昭二君) これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本日は、これで散会します。

なお、16日、午前10時より本会議を再開し、引き続き、提出議案に対する審議を行いますので、よろしく願いいたします。本日は、ありがとうございました。

午後2時10分 散会